

「自動車販売事業者の説明義務」施行自治体の条例における環境情報関係条文（抜粋-東京都）

東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」

（自動車販売者による環境情報の説明義務）

第四十七条 自動車販売者は、特定自動車の運行に係る義務、低公害・低燃費車の使用に係る義務その他この章に規定する義務の遵守に関し必要な事項及びその販売する新車の排出ガスの量、騒音の大きさ、燃費性能その他規則で定める事項（以下「環境情報」という。）を記載した書面等を、その販売事務所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対してその書面を交付し、当該新車の環境情報について説明を行わなければならない。

東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」

（環境情報の事項）

第十八条 条例第四十七条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 燃料の種類
 - 二 二酸化炭素の排出量
 - 三 自動車用エアコンディショナーに冷媒として使用されている物質の種類、量及び地球温暖化係数
- 2 条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する排出ガスの量は、次に掲げる物質の量とする。
- 一 一酸化炭素
 - 二 非メタン炭化水素
 - 三 窒素酸化物
 - 四 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車及びガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車に限る。）
 - 五 ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）
- 3 条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する騒音の大きさは、加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音の大きさとする。
- 4 条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する燃費性能並びに第二項に規定する排出ガスの量及び前項に規定する騒音の大きさの値にあっては次のいずれかの値と、第一項に規定する二酸化炭素の排出量にあっては告示で定める燃費性能から求める方法により算定した値とする。
- 一 道路運送車両法第七十五条の規定による型式の指定その他の新車時の検査を受けるために申請し、又は届け出た値
 - 二 低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定を受けるために申請した値